

※ 2017年4月に向けて、 社会保険加入指導が強化されています！

※2017年度が社保未加入対策の目標年次のため



国交省が策定した社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインには、
「**適切な保険**」に加入していることを確認できない作業員については、
元請け企業は特段の理由がない限り**現場入場を認めない**との取扱いとすべきである」と明記されています。

**適用除外承認を受けて加入した
建設国保は「適切な保険」です**



現場入場が可能です！

あらためて協会けんぽに入る必要はありません

注意

**現場担当者の誤った認識により現場入場を拒否される
ケースが発生しています。正しい理解をお願いします！**



国交省・社会保険の加入に関する 下請指導ガイドラインにおける「適切な保険」一覧表

■ 事業主に従業員を加入させる義務があるもの
■ 個人で加入

所属する事業所 事業所の 形態	常用労働 者の数	就労 形態	労働保険 雇用保険	社会保険 医療保険 (いずれか加入)	年金 保険	「下請けガイドライン」における 「適切な保険」の範囲
法人	1人～	常用 労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合（建設国保等）※1	厚生 年金	3保険（雇用、医療、厚生年金）
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合（建設国保等）※1	厚生 年金	医療保険、厚生年金
個人 事業主	5人～	常用 労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保 険組合（建設国保等）※1	厚生 年金	3保険（雇用、医療、厚生年金）
	1人～ 4人	常用 労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民 年金	雇用保険（医療保険と年金保険 は個人で加入）
	—	事業主 一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民 年金	医療保険と年金保険は個人で加 入（一人親方は請負としての働 き方をしている場合に限る）

※1：年金事務所健康保険の適用除外の承認を受けて、国民健康保険（組合）に加入している

※2：週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない

※ガイドラインにおける「適切な保険」とは、事業主が従業員を加入させる義務のあるすべての保険を指します。

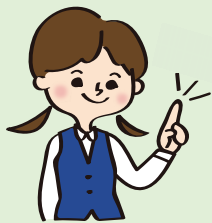


法人事業所および常時5人以上の従業員がいる個人事業所に雇用されている方の場合、健保適用除外承認を受けて建設国保に加入し、雇用保険、厚生年金に加入していれば、従来どおり現場入場可能です。

個人事業所（常用労働者数5人未満）に雇用されている常用労働者の場合、雇用保険は事業主の義務により加入、建設国保と国民年金は個人での加入となります。

個人事業所の事業主・一人親方は建設国保と国民年金を個人で加入します。

※一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る



社会保険（雇用、医療、厚生年金）は 事業所規模や就労形態（雇用または請負）によって ※ 入るべき保険が異なります。

※おもて面、社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにおける「適切な保険」一覧表に基づく保険加入参照



適用除外承認を受けて加入した建設国保は 「適切な保険」です！現場入場にあたり、 あらためて協会けんぽに入る必要はありません！

国交省が進めている建設業の社会保険（雇用、医療、厚生年金）未加入対策をめぐっては、作業員の現場入場規制の解釈をめぐり、2016年10・11月に国会議員から政府へ質問趣意書の提出が相次ぎました。

これを受け国交省は16年12月5日、「建設業における社会保険への加入の徹底に係る注意点について」の事務連絡を出しました。

この中には

「適切な保険」については、雇用する企業の法人と個人事業主の別や規模等により加入するべき保険は異なり、全ての者が同じ保険に加入しなければならないわけではありません。

健保適用除外の承認を受けて国民健康保険組合に加入している者について

年金事務所で必要な手続きを行い、適法に国民健康保険組合の被保険者となっている場合、あらためて協会けんぽの被保険者となる必要はありません。

と明記されています。



「適切な保険」の加入に正しい理解をお願いします！

- **社会保険**についてわからないこと、現場担当者の対応に**疑問**がある
- **建設国保加入者で法人成りを検討している、従業員が5人以上に増える等**

ご相談は所属組合へ

